

総会

配布：一般

2013年8月1日

第67会期

議事日程議題 14

2013年7月24日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なしに (A/67/L.75 and Add.1)]

全ての者のための公衆衛生

総会は、

2008年国際公衆衛生年に関する2006年12月20日の61/192および2008年国際公衆衛生年のフォローアップに関する2010年12月20日の65/153の総会諸決議を想起し、

安全な飲み水および公衆衛生に対する人権に関する総会および人権理事会の諸決議もまた想起し、

「約束の遵守：ミレニアム開発目標達成のための団結」と題された2010年9月22日の総会決議65/1を更に想起し、

国際年と記念祭に関する1980年7月25日の経済社会理事会決議1980/67および国際年の宣言に関する1998年12月15日の53/199と2006年12月20日の61/185の総会諸決議を再確認し、

アジェンダ21¹、アジェンダ21の更なる履行のための計画²、期限を定めた目標および達成目標を

¹ 環境と開発に関する国際連合会議、リオ・デ・ジャネイロ、1992年6月3～14日、の報告書、第I巻、会議により採択された諸決議（国際連合出版、Sales No. E.93.I.8 および正誤表）、決議1、添付文書II

² 総会決議S-19/2、添付文書

含む、持続可能な開発に関する世界サミット履行計画（ヨハネスブルグ履行計画）³およびミレニアム開発目標を含むほかの国際的に合意された開発目標に対する公約もまた再確認し、

2012年6月20日から22日までブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「我々の求める未来」と題された持続可能な開発に関する国際連合会議の成果文書⁴を更に再確認し、

その中で25億の人々に基本的な公衆衛生が不足し続け、人々の健康、貧困削減、経済的および社会的発展並びに環境への公衆衛生、とりわけ水資源の不足の影響についての意識が指摘された、国際連合児童基金および世界保健機関の2012年最新報告書において示されたように、基本的な公衆衛生サービスへのアクセスを提供することにおける遅いまた不十分な進展に深く懸念し、

国際連合制度の機関による現行の活動および公衆衛生に関する他の政府間機構の活動を評価しつつ、

公衆衛生関連活動、催し物や活動が、毎年多くの諸国で祝われていることに留意し、

関係加盟国とその経験を共有するため、全てのパートナーシップのための公衆衛生と水を含む、水と公衆衛生に関連する全ての関連する自発的活動に参加している諸国の取組にもまた留意し、

世界トイレの日の文脈で多くの加盟国において11月19日に計画された催し物が、全ての者のための公衆衛生の重要な問題の異なる側面についてのより良い啓発と一致した行動に貢献したことを認識し、そしてこれに関連して市民社会組織の決定的な役割を認めつつ、

1. 全ての者のための公衆衛生の文脈で世界トイレの日として11月19日を指定することを決定する。

2. 全ての加盟国、国際連合制度の諸機構および他の全ての関連する利害関係者に対し、貧者のなかの公衆衛生に対するアクセスを増加する政策と共に、公衆衛生に極端に有害である慣行としての屋外での排便を終わらせる呼びかけにより補完された、行動の変化を奨励することを促す。

³ 持続可能な開発に関する世界サミット、2002年8月26日～9月4日、南アフリカ、ヨハネスブルグ、の報告書（国際連合出版、Sales No. e.03.II.A.1 および正誤表）、第I章、決議2、添付文書

⁴ 総会決議66/288、添付文書

3. 全ての加盟国、並びに国際連合制度の諸機構および国際機構並びに他の利害関係者に対し、より広い文脈で公衆衛生問題に取り掛かることおよび衛生学の振興、基礎的な公衆衛生サービスの提供、下水道と排水処理および統合的水管理の文脈における再利用を含む、そのあらゆる側面を取り囲むことを奨励する。

4. 全ての加盟国、国際連合制度の諸機構および他の国際的なまた地域的な機構、並びに非政府組織と個人を含む市民社会に対し、全ての者のための公衆衛生に対するアクセスの重要性に関する一般の認識を向上させる教育および活動を通じたものを含む、適切なやり方で全ての者のための公衆衛生の文脈における世界トイレの日を祝うことを奨励する。

5. 全ての加盟国、並びに国際連合制度の諸機構、国際機構および他の関連する利害関係者に対し、現場レベルでの行動を拡大することを通して公衆衛生の格差を接近させるための努力を倍加することを含む、これに関連した「持続可能な公衆衛生：2015 年に向けた 5 年」を現実化するための地球規模の取組に留意しつつ、ミレニアム開発目標 7 および公衆衛生に関する他のミレニアム開発目標を達成するために進展を加速することを促す。

6. 本決議の履行から生じるであろう全ての活動の経費は、この具体的目的のための自発的拠出金の利用可能性および提供を条件として、自発的拠出金で賄われるべきものとすることを強調する。

7. UN-ウォーターに対し、国際連合制度の関連する機関と協議して、経済社会理事会決議 1980/67 の添付文書の規定に留意して、政府および関連する利害関係者と協力して、全ての者のための公衆衛生の文脈における世界トイレの日の履行を促進することを要請する。

8. 事務総長に対し、全ての加盟国および国際連合制度の機構の注意を本決議に喚起することを要請する。

第 92 会本会合

2013 年 7 月 24 日